

総務常任委員会

1 開 議 平成30年9月10日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第62号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第63号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第64号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	欠席
	藤田紀夫	出席
	高野礼子	欠席
	千保一夫	出席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） 皆様、おはようございます。

開会前ではありますが、傍聴の申し出がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

○委員長（菊池久光君） それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、渡邊総務課長です。

◎議案第62号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第62号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第62号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット資料は17ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、市長の附属機関として1機関の新設に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

タブレットの18ページをごらんください。別表第2条関係、市長の部に新たに大田原市立地適正化計画策定委員会を設置し、担当事務といたしまして、立地適正化計画の策定に関する事務とします。

タブレットの16ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第62号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 立地適正化計画策定については、いわゆるコンパクトシティということで、私はこのコンパクトシティというのは非常に疑問を持っておりまして、いわゆる国のプラン、地方の、いわゆる不採算地域あるいは経済合理性の面から見て国の負担になっているような、そういう地域をなるべく切り捨てていきたいという方向があつて、いわゆるこの前の総務省の公共施設等総合管理計画策定のあれなんかと軌を一にするものと受けとめておりますので、国の立場でのそういう地方切り捨てについて、地方みずからまでが地方の中の地方、大田原市でいけば大田原市の中での地方部分、いわゆる周辺部分、過疎地域の部分、こういったものを地方みずからが、大田原みずからがそういうところを切り捨てていくということについて、国にとっては単なる地方にすぎないけれども、地方の末端のというか先端の市町村の中では、周辺地域を切り捨てていくということは生活者、現実の生活者の皆さんをそこで生活できなくさせていく、非常にシビアな、反自然というか、もともとその地域で、自然の中で集落や何かができてきた。必要に迫られてできてきた。それがこういう確かに少子化もありますが、それに合わせて市町村をコンパクトシティをつくっていくということになると、地方の自殺行為、まちづくりの自殺行為になるのではないか。周辺部分があつて初めて中心部分が成り立つのであつて、国も地方を切り捨てていくということは、地方が本当は大都市の食料を、あるいは大都市への人材供給なんかも本当は地方が担っているのにもかかわらず、国が地方を非常にないがしろにしていく。大都市中心主義で国のほうは進んでいるわけです。それが規制緩和とか、あるいはグローバリズム的な、自由競争の最先端を行くようなことは、自由競争、徹底した自由競争をやらせていく国の動き、流れ、こういったものに地方が飲み込まれていって、地方も巻き込まれていって、自由競争に勝ち残れない地域はもう淘汰されていくのもやむを得ないのだという、それが国のほうで見え見えだと、こう思っております。

地方はくれぐれも、国のそういう自由競争あるいは人の情緒、そういう人間関係とか情緒とか、そういったものを無視した冷徹なというか、そういう社会に今突き進んでいる国の方向性に市町村、地方までがそれに流されたり巻き込まれたりするということはいくらぐれも気をつけたほうがいいと思っておりますので、この立地計画については、まず原案を市のほうがつくって、それで委員会に諮るということなので、市のほうで原案をつくる時点で、相当慎重に、過疎地域、周辺地域を切り捨てて、まさに経済合理性を中心にしたコンパクトシティに成り下がってしまうことがくれぐれもないように十分気をつけて進んでほしいと、そんな一言を申し上げたいと思います。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第62号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第62号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第63号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第2、議案第63号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第63号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは21ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、立地適正化計画策定委員会委員の新設に伴い、
条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。タブレットは22ページに
なります。

条例別表中、先ほどの議案第62号でご説明しましたとおり、新たな附属機関を設置することに伴いまし
て、立地適正化計画策定委員会委員を新設しまして、その報酬として、大学教授等は月額1万5,000円、そ
の他の委員は月額6,400円と定めます。

タブレットの20ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行す
る旨規定いたします。

以上で議案第63号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「ありません」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第63号につきましても、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第64号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 続きます、日程第3、議案第64号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第64号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット25ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、市長から大田原市特別報酬等審議会に対し、市議会議員の議員報酬の額について諮問を行いました。当審議会から市長に対し、市議会議員の議員報酬の増額の改定の答申書が提出されまして、その内容を精査し、議員報酬の増額改定の必要を認め、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。タブレットは26ページになります。

第1条の議員報酬につきましては、議長月額48万5,000円を50万円に、副議長月額39万5,000円を43万5,000円に、議員月額36万円を40万6,000円に改めます。

タブレットの24ページにお戻りいただきまして、附則としまして、第1項、施行期日等として、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される大田原市議会の任期が始まる日から適用する旨規定します。

次に、第2項としまして、経過措置として、前項に規定する一般選挙により選出される大田原市議会議員の任期が始まる日の前日までの間における議員報酬については、なお従前の例による旨規定いたします。

以上で議案第64号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 1つは、報酬審議会のメンバーについて教えていただきたいと思います。

もう一つ、2点目は、伸び率のパーセントで議員が一番高いパーセントになる。副議長が2番目、議長が若干の上げ幅、上げ率になりますが、改定率になりますが、その理由、他市町村の、他市との比較ということが出てくるかもしれませんが、その辺のところ、上げ幅の根拠です。

それと、第3点目は、これまでも議会だけやるということで、特別職報酬審議会が執行部のほうの市長、副市長あるいは教育長なんかの給料と一緒に改定が多かったのではないのかなという気もしているのですが、今までの議長の慣例、議長の報酬については市長の2分の1とするということをおかつて、何年ぐらい前かな、20年以上前、20年を超えると思うのですけれども、そのぐらい前からは議長の報酬は市長の2分の1とするということで、それが慣例になっていたはずなので、随分長いこと。これで議長を上げるということは市長も上げると、それがないと均衡がとれないと思うのです。議会だけ改定する理由、この次ま

た市長と三役というか教育長の改定が待っているのかどうか。当分、今回の報酬審議会でもその辺も諮りながら市長等については据え置きという、報酬審議会で、そのような答申だったものか、あるいは市長等については報酬審議会で諮らなかったのか。諮らないとすればなぜ市長等については諮らなかったのかということ、その辺もあわせてお聞かせいただきたい。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、3点質問をいただきまして、1つ目の質問なのですが、委員の構成ということで、口頭で読み上げさせてもらっていいですか。まず、農業振興協議会のほうから推薦を受けました会長、荒井一夫様、それから女性団体連絡協議会のほうから推薦をいただきました会長の伊藤都様、それからくらしの会のほうから推薦を受けました会長の菊池恵子様、那須野農業協同組合のほうから推薦を受けました、今現在は組合長になっていらっしゃいますが、当時は専務理事ということで菊地秀俊様、5人目が那須郡市医師会大田原地区医師会のほうから推薦をいただきました車田宏之様、車田様はこちらの審議会の委員長となっております。大田原市商工団体連絡協議会のほうから推薦をいただきました会長の玉木茂様、大田原市区長連絡協議会のほうから推薦を受けました副会長の筒井雅治様。

（「会長じゃなくて」と言う人あり）

○総務課長（渡邊和栄君） 当時は副会長でして、その後、会長ということで今はなられたようです。それから、野崎工業団地連絡協議会のほうから推薦をいただきました大日本塗料株式会社株式会社那須工場のほうから森田正美様、それから市観光協会から推薦いただきました会長の吉岡博美様、最後10人目なのですが、連合栃木北那須地域協議会のほうから推薦をいただきました事務局次長の渡部貢様です。

以上10名となっております。

それから、2つ目なのですが、先ほど議長の伸び率が低いということで、他市と比較して審議会のほうでもそろえたらどうだということになったのではないかと。比較してということで、そちらの理由でこの報酬月額となったわけなのですが、委員ご指摘のように、確かに今回の審議会におきましては、市議会のほうから審議会のほうに諮っていただきたいということで依頼がありまして、市長から審議会に諮問をさせてもらったわけなのですが、比較というのですか、この金額が妥当かどうかという判断材料としまして、他市あるいは類似団体ということで資料を事務局のほうで作成しました。それについて委員のほうからも同様意見をいただきまして、最終的には周辺自治体あるいは類似団体の中でも平均に近い金額で妥当ではないかということでご意見をいただいたものですから、その形で今回議案のほうを上程させていただいたこととなります。

それから、3つ目、市長の改定が今までもあったのではないかとということなのですが、こちらの報酬審議会のほうに諮問をする場合、月額が上がる場合、下がる場合というのは既にご承知のように特別職の場合には何度か月額が下げられたというか、下げるための改正条例が上程されておりましたが、今回は議会のほうから依頼があったということで、まず議員の議員報酬のみについて今回は審議会のほうに諮問させていただいております。また、審議会の中で委員のほうから意見がありまして、大田原市におきましては、平成10年に審議会が開かれた後、20年近く審議会が開かれていないということも少しまずいのではないかとということをご指摘いただきまして、定期的に議員あるいは特別職の報酬もあわせて見直しというか、確認をする機会を設けたらどうかということでご意見をいただいておりますので、今後定期的にそちらの

ほうの報酬の確認ということで審議会の開催もしていくことが必要だということで、事務局のほうでも理解しておりますので、そのような形で進めたいと思います。

あと、慣例で議長の報酬が市長の2分の1ということだったのですが、ちょっとこちらのほうは私のほうでもちょっと把握はしておりませんでした。申しわけありません。いずれにしても、今は市長の給料が97万円ということで、確かに今回議長の月額が50万円ということになると、2分の1よりも下回ってしまうということでしたが、今後、先ほど説明しましたように委員のほうからも見直しを定期的に行うということで意見をいただいておりますので、その中で審議会のほうに諮問しまして、適正な額というところで審議していただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 確かにしばらくの間、報酬改定がなかったということですがけれども、社会のほうも平成2年のバブル崩壊後、一般国民のほうの所得というのもそんなに上がっていないわけで、今回のアベノミクスでこの6年間の間に大企業と、あと大企業に合わせて公務員については毎年、ここ数年連続改定して上げていますけれども、一般の国民の可処分所得はアベノミクスが始まって以来、全く可処分所得は上がっていないどころか若干下がっているのが全国の一般国民の立場の状況です。そういうことからすると、大企業と公務員は上がっていますが、一般の公務員は上がっていますが、公務員の特別職なんかについては、本当は本来先憂後楽で、国民や市民や、そういう人たちが引き上げられて、その後でいいはずだと思っていますので、私はやっぱり今特別職の報酬を上げる時期ではないと思っています。一般職はいいのですよ。一般の公務員は。大企業も随分上がっているのだからいいのですけれども、特別職については、私は先憂後楽で、これからしばらくの間、このままでいいなと思っていますので、大田原市議会、議員さんから提出されたけれども、議会の改革が進んでいるとは私全く思っておりませんで、議会でいろいろ基本計画、市議会の基本条例なんか盛んになっていますけれども、基本条例、立派な文句が連ねられているけれども、実際に大田原市議会の議会改革は進んでいないと思っております。そういう中で私は議会の報酬改定をする時期ではないと。国民の可処分所得の引き上げられていない一般の国民は。それなので地方の特別職について引き上げをする時期ではないと思っていますので、来年確かに12月から新しい顔ぶれになるということで、いろいろ理屈としてはあるようですがけれども、これ意見になってしまいますね……質疑と言ったのでね。一応そんなことで後、意見で入れさせていただきます。

○委員長（菊池久光君） ただいまの質疑は意見のほうに入れるような形でよろしいですか。

○委員（千保一夫君） 後ほど意見のところでもう一回、途中になって申しわけありません。

○委員長（菊池久光君） わかりました。

ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 途中までお話しして大変申しわけありませんでした。今質疑の中でちょっと言って

しまいましたような、そういう状況下であって、地方の特別職については先憂後楽でいい。報酬審議会の答申や何か来ていたら、それは年金や何かの加入ができていないから、地方議会等においても立候補者が少ないということは私は思っておりませんで、地方議会に対する期待あるいは地方議会に対する評価が住民の中で下がっているから、だから立候補者が少ないと思っています。かつてはどこどこにすばらしい人がいるから、どこどこに立派な人がいるから、ぜひあの人を議会に出したいものだとか、そういう自薦他薦で、どこどこにこういう人がいるよということが市民の中でも評判になったものだったと、こう思っています。最近では、もうあそこに立派な人がいるから議会に出したいものだという、そういう議会に対して、立派な人を議会に送ろうという、そういう市民の中に、そういう要求が出てこない。あるいはそういう期待が、市議会は立派なところだ。市議会は市民のために非常に大きな仕事をしてきているから、立派な人がいるからどんどん住民の代表として議会に送りたいという、そういう期待が市民の中にある。だから今立候補者が少ないのだと。報酬を上げれば、どんどん報酬を上げていけば立候補者が出るだろう、生活をやっていけるからとか、そういう考え方で出てくることについてはいかがなものかと思っています。

特に最近では、専門にしている人もいるという、議員を専門にしている人もいるのだと、こういう話ですけれども、本来議員は非常勤で、しかも報酬なので、市長等については給料ですけれども、生活給ですけれども、議会は生活給ではないので、報酬で、本業を持って、本業で収入を上げていて、出ていて、そして活動に対する、議員活動に対する報酬を支給されるのであって、ですので今の1カ月36万円、年間600万円、4年間で2,400万円、2年間議長をやると、4年間の間に2年間議長をやると2,800万円、4年間で2,800万円の報酬が支払われていて、一般の議員でも2,400万円支払われていて、納税者の立場からいって、これで少な過ぎるというふうに納税者は考えていないのだそうです。だから、先ほどの報酬審議会の中でも各団体の人たちが入っていて、この人たちは市民の中でもちょっと行政や何かに対してかかわりの強い人達ですから、この人たちから市民の本音の本音というのは、本来聞き出せないのではないかと。こういう団体の人たちからは。ですから、報酬審議会の中に区長会の代表が入っているから市民代表が入っているとか、そういう形式的なことという、一般市民の生の声は、本音の声というのは、報酬審議会には反映されない、こう思っています。形式的な報酬審議会のメンバーを選ぶのではなくて、市民の生の声を聞いてやらないと、私は議会が市民の感覚から、市民感覚から遊離した、雲の上の存在になりかねないと。市民の議会に対する批判とか、そういったことがもう全くその点も気遣いしないような議会になってしまうと思っています。

私は、今もろもろ申し上げたような状況下で、議会の議員報酬を引き上げる時期ではないと、こう思っています。とりあえず意見としては述べておきたいと思います。

以上です。

○委員長（菊池久光君） それでは、先ほどの質疑の中で出ました4つ目の質疑とあわせて、質疑には入れないで、ただいまの意見とあわせて意見とさせていただきます。

ほかに意見はないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第64号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第64号につきまして原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（菊池久光君） 起立多数であります。

よって、議案第64号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて本日は閉会いたします。

午前10時31分 閉会